

唐津市図書サービス計画（第2次）

（附）唐津市子ども読書活動推進計画（第4次）



岩崎一男「唐津市近代図書館」 切り絵（元 近代図書館を考える会会長）

令和7年 月

唐津市



はじめに

近代図書館は、平成30年9月に策定した「唐津市図書サービス計画」に基づき図書サービスの提供を行ってきました。

さらに、平成20年4月に「唐津市子ども読書活動推進計画（第1次）」、平成25年5月に「唐津市子ども読書活動推進計画（第2次）」、令和2年3月に「唐津市子ども読書活動推進計画（第3次）」を策定し、それぞれの計画に基づき乳幼児から高齢者までのすべての市民を対象とした図書サービスの提供を行ってきました。

社会情勢やライフスタイルの変化を考慮し、これまで3度の改定で計画を見直してきました。このたび、第3次唐津市総合計画が策定されたことで新総合計画に基づく前期基本構想及び唐津市教育の基本方針をもとに市民のより良い読書活動と地域の生涯学習拠点としての機能を果たすよう、充実と利用拡大に向け、今後の唐津市の図書サービスの基本的な方向を示すことを目的として策定するものです。

目 次

第1章 唐津市図書サービス計画の策定	
1 計画の位置づけ	1
2 計画の期間	1
3 図書サービス計画の現状と課題	2
(1) 計画策定の達成度	
(2) 達成度からみる現状と課題	
4 図書館運営の指標	3
5 図書サービス計画	3
6 図書サービスの体系	4
7 重点施策と具体的施策	5
・重点項目No.1 生涯学習の拠点としての図書サービス	5
・重点項目No.2 課題解決を支援する図書サービス	8
・重点項目No.3 地域の情報拠点となる図書サービス	9
・重点項目No.4 市民の読書をサポートする図書サービス	10
8 数値目標	11
第2章 唐津市子ども読書活動推進計画	
1 基本方針	12
2 背景	12
3 前計画の取組と成果	13
4 計画の期間	13
5 家庭における読書活動の推進	14
6 図書館における読書活動の推進	15
7 公民館における読書活動の推進	17
8 学校における読書活動の推進	18
9 幼稚・保育所などにおける読書活動の推進	19
10 子どもの読書活動推進のための啓発・広報活動	19
○資料編	20

第1章 図書サービス計画の策定

1 計画の位置づけ

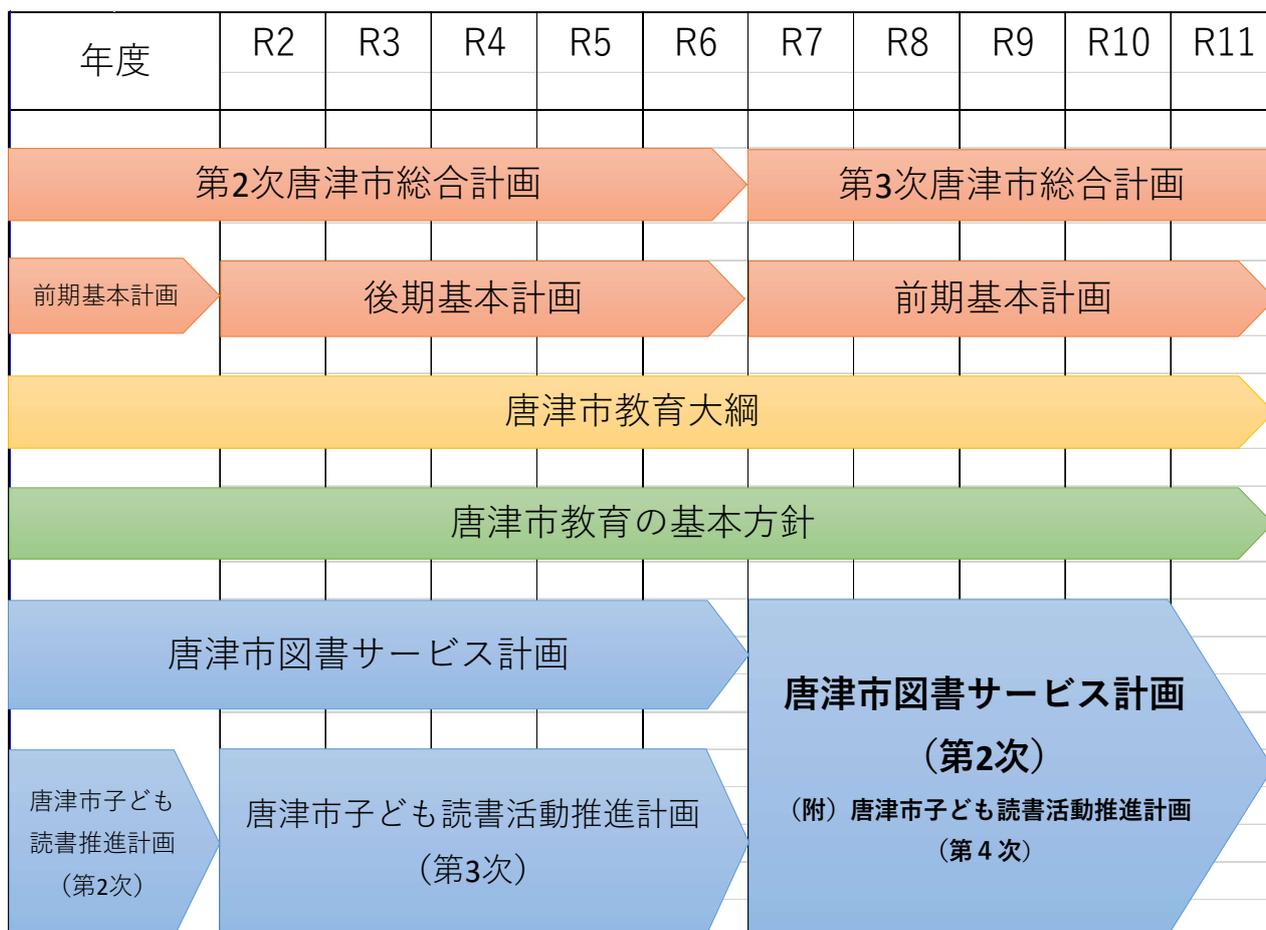
第3次唐津市総合計画（令和7年）の基本計画及び唐津市教育の基本方針を上位計画とし、図書サービスに特化した計画を策定し、今後の図書館サービスの施策を計画的に実現するために示したものです。

2 計画の期間

この計画は、令和7年度（2025年度）から概ね5年間とします。

なお、社会情勢や唐津市教育の基本方針などを勘案しながら、必要に応じて、見直しを行います。

【各計画の実施期間】



3 図書サービス計画の現状と課題

(1) 計画策定の達成度

本計画では、数値目標として、図書館利用者カードの登録率、図書館資料の貸出冊数、貸出密度（人口1人当たりの貸出冊数）、予約受付件数、参考業務（レファレンス）受付件数を挙げています。前計画における令和5年度の最終目的は、登録率を40パーセント、貸出冊数452,000冊、貸出密度4.0冊、予約受付件数26,000件、参考業務受付件数15,500件を設定しました。登録率では、4パーセント、貸出冊数では17,823冊、貸出密度0.5冊、予約受付件数2,372件、参考業務1,222件のアップを掲げていました。その結果、令和5年度における実績では、登録率39パーセント、貸出冊数376,406冊、貸出密度3.3冊、予約受付件数27,976件、参考業務受付件数8,855件となっています。

(2) 達成度からみる現状と課題

次に数値目標の達成度をみると、登録率では、0.1ポイントのダウン、貸出冊数は75,594冊のダウン、貸出密度は0.7ポイントのダウン、予約受付件数1,976冊のアップ、参考業務は6,645件のダウンとなっています。予約受付件数では目標を達成したものの、登録率、貸出冊数、貸出密度、参考業務受付件数では目標を下回り、特に貸出冊数、貸出密度、参考業務受付件数は、計画策定時の数値を下回っています。

今後の課題としては、人口減少で貸出冊数の増加は見込めないものの、人口1人当たりの貸出密度のアップと市民の学びを応援する参考業務の受付件数を増加させる施策が必要です。

図書サービス計画の数値目標と実績一覧

<数値目標>

令和6年3月31日現在

項目	年度	平成29年度 実績	令和5年度 (平成35年度) 目標	令和5年度 (平成35年度) 実績	令和11年度 (平成41年度) 目標
登録率		36%	40%	39%	40%
全登録者数（個人）（人）		44,323	45,200	44,900	40,000
（唐津市の人口）（人）		123,107	113,000	114,875	100,000
貸出冊数（冊）		434,177	452,000	376,406	400,000
個人貸出冊数		—	—	—	330,000
団体貸出冊数		—	—	—	70,000
貸出密度（注1）（冊）		3.5	4.0	3.3	4.0
個人貸出密度		—	—	—	3.3
団体貸出密度		—	—	—	0.7
予約受付件数（注2）（件）		23,628	26,000	27,976	36,000
参考業務（レファレンス）受付件数（注2）（件）		14,278	15,500	8,855	10,000

※目標値は、唐津市独自の数値である

注1：人口1人当たりの貸出冊数

注2：令和11年度の目標値は分室を含む

4 図書館運営の指標

めざす姿

唐津の歴史や文化に慣れ親しみ、郷土愛の醸成を高め、豊かな情操や創造性を培う機会を提供し、創造力に満ち、自ら調べ学ぶ楽しさを育むまちをめざします。（「唐津市第3次総合計画」から抜粋）

単位施策

- ・ 図書館としての学びの場の提供
- ・ 絵本を通じた子育て応援の推進

単位施策の概要

- ・ エリアごとに図書サービスの拠点を置き、広域的なサービスの向上に努めます。
- ・ データベースの利用やレファレンスの支援を推進します。
- ・ 子どもへの読み聞かせ・イベント等を行い、子育て支援と子どもの読書活動を推進します。

5 図書サービス計画

市民の生涯学習の拠点として、市内全域への広域的な図書サービスの向上に努め、子どもへの読み聞かせ、イベント等を行い、子育て支援と子どもの読書活動を推進していきます。

また、大活字図書等の資料の計画的な整備や、図書館資料のデジタル化等を図ることにより、幅広い年齢層に学びの場を提供します。生涯学習拠点としての機能充実と利用拡大をしていき、重点項目を掲げ、積極的に施策に取り組んでいきます。

6 図書サービス計画の体系

No.	重点項目	重点施策
1	生涯学習拠点としての 図書サービス	① 資料の収集・整理・保存・提供 ② インターネット等の電子情報への アクセス整備 ③ 有料オンラインデータベースの提供 ④ 電子書籍の導入検討 新 ⑤ 図書サービスの拠点づくり 新 ⑥ 広報・情報発信
2	課題解決を支援する 図書サービス	① レファレンスサービス ② ビジネス支援サービス ③ 医療情報支援サービス
3	地域の情報拠点となる 図書サービス	① 郷土・行政資料等の地域資料の 収集・整備・保存・提供 ② 行政支援サービス ③ 市民協働の推進
4	市民の読書を サポートする 図書サービス	① 子育て世代へのサービス ② ティーンズサービス ③ 高齢サービス ④ 障がい者サービス ⑤ 多様な言語・文化に配慮したサービス

新 新たなサービス

7 重点施策と具体的取組

重点項目 No. 1 生涯学習の拠点としての図書サービス

図書館は、学びたいという意欲や興味に応じて情報や資料を提供し、文化的で豊かな生活を営むための拠点としての役割を持っています。市内全域への広域的な図書サービスの向上に努めることで市内のどこに住んでいても学ぶことができる環境の場を提供します。

1	資料の収集・整理・保存・提供	<ul style="list-style-type: none"> ・「唐津市近代図書館資料収集整備方針」に基づく幅広い分野の資料の収集、保存、提供 ・近代図書館ネットワークシステム^{※1}により、近代図書館、相知図書館、各市民センター管内公民館図書室の資料の貸出・返却等のサービスの提供 ・佐賀県内の図書館をはじめ、他県の図書館及び国立国会図書館等へ資料の相互貸借制度を利用し、資料の取り寄せ・貸出等のサービス提供
2	インターネット等の電子情報へのアクセス整備	<ul style="list-style-type: none"> ・館内に利用者用のインターネット端末を設置 ・国立国会図書館に承認を受けた図書館として、国立国会図書館のデジタル化資料のうち、絶版等の理由で入手困難な資料約149万点が利用可能 ・情報検索の利便性を図ることを目的とした公衆無線LAN(Wi-Fi)^{※2}サービスの環境の整備
3	有料オンラインデータベース等の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・有料オンラインデータベースを利用し、調査・研究及び暮らしに役立つ最新情報（官報、判例・法令、新聞記事等）の提供 ・パソコンで読む佐賀新聞の提供
4	電子書籍の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館に直接行く必要がない、時間を気にせず利用できる、また、文字や画像を拡大することができる等、利用者の利便性の向上を図るために電子書籍の導入を検討 新
5	図書サービスの拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・東部、西部、南部各エリアに図書サービスの拠点を設け、分室とすることを目指す。 新 ・図書サービスの各拠点に司書を1名ずつ配置することを目指す。 新 ・西部エリアについては、「唐津市公共施設等総合管理計画」に基づき、隣接町（玄海町）の施設の共同利用についても、推進

		・学校、公民館、団体への図書配本・貸出
6	広報・情報発信	・図書館ホームページ、市報、行政放送、その他多様な情報媒体を活用し、図書館の情報をわかりやすく発信 ・SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を活用した情報発信 新

※1 近代図書館ネットワークシステム

- ① 近代図書館、相知図書館、市民センター公民館図書室の蔵書データを総合管理するシステム。ネットワークで繋がれた施設の蔵書を一括検索することができる。
例えば、近代図書館の本を浜玉市民センター公民館図書室に取り寄せ、同図書室で、貸出、返却するなどの相互利用が可能。
- ② 近代図書館、相知図書館、市民センター公民館図書室を繋ぐ物流網（週2回巡回）

近代図書館には遠くて行くことができないという人のために
貸出・返却・図書館利用者カードの
申し込みができるサービスを行っています



近代図書館

近代図書館、相知図書館、各市民センターの
公民館図書室の窓口、近代図書館のホームページ
などで受け付け

※2 公衆無線LAN（Wi-Fi）

無線通信を利用してデータのやり取りができるLAN（Local Area Network（ローカル・エリア・ネットワーク））システムを指す。利用者が事前に又はその場で利用手続きを行うことで、無料でインターネットに接続することができる。

図書サービスの拠点の役割ビジョン



【説明】

- ・ 図書サービスの拠点において、上記の業務を行います
 - ※ エリア内の統括以外は既に相知図書館で行っています
- ・ 相知図書館は複合施設に移転後、分室とする予定です
 - ※ 近代図書館直轄の拠点を設けることで図書館としてのサービスを継続して行うことができます

重点項目 No. 2 課題解決を支援する図書サービス

地域社会における様々な資料や情報を有効活用できるように提供することによって、地域の課題解決やそのための活動をする人々への支援等、図書館には課題解決を支援する役割を果たすことが期待されています。

1	レファレンス ※ ³ サービス	・市民が日々の暮らしの中で持つさまざまな疑問、調査研究（所蔵調査、事実調査、文献調査、書誌的事項調査）に対し、課題解決のための図書館資料の提供
2	ビジネス支援 サービス	・ビジネス関係、資格取得や就職、ビジネスマナー等の資料を集めたビジネス支援コーナーを設置 ・図書館資料だけでなく職業相談会やセミナーのチラシ・パンフレットなど幅広い情報の提供
3	医療情報支援 サービス	・医学情報資料を収集、提供 ・闘病記やメンタルヘルス関連の資料を集めたコーナーを設置

※³ レファレンス

図書館の資料や機能（オンライン検索等を含む）を使って、図書館員が利用者の調べものや相談に回答するサービス。



・館内のがん情報コーナー

重点項目 No. 3 地域の情報拠点となる図書サービス

郷土資料や行政資料は、その地域のことを知るために必要な資料です。特に行政資料は販売されないものが多く、未来の住民のためにも保存が必要な資料です。

市民協働の団体として、「唐津市近代図書館友の会」はイベント協力や花壇の整備など、様々な活動で図書館をサポートしています。

1	郷土・行政資料等の地域資料の収集・整備・保存・提供	<ul style="list-style-type: none"> ・市を中心とした県内の郷土、行政資料の収集、保存 ・唐津市の歴史を研究するうえで貴重な唐津新聞、末盧國のデジタル化 ・図書館所蔵の古文書をはじめ、各地域に保存すべき古文書などの郷土資料があれば地域の貴重な資料として整備 ・適正な蔵書規模と古文書の管理のため、保存スペースの確保や長期保存に適した環境整備が必要 ・充実した行政資料の収集により、地域の情報拠点を目指す
2	行政支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・市の政策決定や行政事務に必要な資料及び情報を積極的に収集し、的確に提供する
3	市民協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館活動において市民の理解と協力は、不可欠となっており、さらなる情報共有と連携を図り、読書活動を推進するとともに支援する担い手の育成に努める。 ・ボランティア活動の支援 乳幼児から高齢者、障がい者等に対して、図書サービスを提供できるよう社会貢献活動に興味を持つ市民やボランティア活動をしている市民の育成を支援 ボランティア活動がしやすい環境整備に努める。



・ボランティアによる人形劇
(クリスマス会)

重点項目 No. 4 市民の読書をサポートする図書サービス

図書館を利用する様々な人々へ寄り添ったサービスに努めます。

1	高齢者サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・大活字図書、録音図書※⁴等の資料の収集、提供 ・高齢者のニーズに合った資料の充実 ・高齢者福祉施設等と連携した団体貸出サービス ・館内の表示を大きくわかりやすくするなどの環境の整備
2	障がい者サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・大活字図書、点字資料、録音図書※⁴等を収集 ・拡大読書器の設置 ・録音図書には、ボランティアの協力でタイトルを点字で表示 ・マルチメディアでデイジー図書※⁵の貸出
3	多様な言語・文化に配慮したサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語を母国語としない市民に対し、外国語資料の収集 ・日本で暮らしていくために役立つパンフレット等の収集、提供

※4 録音図書

視覚障がい者が耳で聞いて読書できるように朗読し、その音声を録音したもの。

以前はカセットテープを録音媒体としていたが、デイジーという国際規格に基づき、現在ではDVDを録音媒体として製作されている。デイジーの規格で製作されたデータは、電子ファイルとしてインターネットによる利用も可能である。

※5 マルチメディアデイジー

音声に合わせて、文字と画像を同時に見ることのできるデジタル図書。

(DVD-ROM)

8 数値目標

〈数値目標〉 人数は延べ人数

	令和4年度 実績	令和11年度 目標値（注1）
1. 資料		
蔵書冊数 （注2）	445,340冊	455,000冊
図書年間購入冊数 （注3）	9,817冊	12,000冊
新規図書冊数比 （注4）	6.0%	—
近代図書館	—	6.5%
分室	—	3.0%
2. 提供		
登録率	40%	40%
貸出冊数	380,713冊	400,000冊
個人貸出冊数	312,040冊	330,000冊
団体貸出冊数	68,673冊	70,000冊
貸出密度 （注5）	3.3冊	4.0冊
個人貸出密度	2.7冊	3.3冊
団体貸出密度	0.6冊	0.7冊
予約受付件数	33,664件	36,000件
参考業務（レファレンス）受付件数	9,088件	10,000件

注1：令和11年度の目標数値は分室を含む

注2：蔵書冊数には、雑誌、視聴覚資料、寄贈本を含む

注3：図書のみ

注4：図書のみ。年間購入冊数の開架冊数に占める割合

注5：人口1人当たりの貸出冊数

第2章 唐津市子ども読書活動推進計画(第4次)

1 基本方針

唐津市は、「生きる力に満ちた人をはぐくむ」ために、子どもたちの読書活動の推進に取り組みます。

- ・すべての子どもたちが、いつでも、どこでも読書に親しめる環境を整備します。
- ・成長に応じた読書のきっかけづくり、生きる力や読書の喜び、豊かな感受性や、コミュニケーション力を高める読書活動を推進します。
- ・子どもの自主的な読書活動を推進するため、学校、家庭、地域社会が互いに連携し、読書活動に関する普及、啓発に努めます。
- ・社会のデジタル化を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、図書館のDX（デジタルトランスフォーメーション）を進めます。

2 背景

読書は、子どもにとって、広い世界を知り、自分自身の考えを確かめ、高め、想像力を豊かなものにします。そして、この体験を通し、考える習慣、豊かな感性や情操、思いやりの心などを身に付けることにつながります。情報化社会の発達で、利便性が向上した半面、テレビ、インターネットなどの様々な情報メディアの普及や子どもの生活環境の変化などにより子どもの文字・活字離れが懸念されています。

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（子どもの読書活動の推進に関する法律）であり、社会全体で推進することが重要です。

国は、子どもの読書活動を推進するため、平成12年を「子ども読書年」と定め、同年5月には「国際子ども図書館」を開館しました。平成13年12月に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成14年8月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次基本計画）が策定され

ました。その後おおむね5年ごとに計画を変更し、子どもの読書活動を継続的に推進しています。

第四次基本計画が閣議決定された平成30年4月以降、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の制定、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定等を通じ、子どもの読書環境の整備が進められています。一方で、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大やGIGAスクール構想による学校のICT環境の整備等により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しており、子どもの読書活動にも影響を与えている可能性があります。

こうした諸情勢の変化や第四次基本計画期間にける成果・課題等を検証した上で、令和5年3月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第五次基本計画）が策定されました。

3 前計画の取組・成果

唐津市においても、子どもたちが、いつでも、どこでも読書に親しめる環境の整備を目標に、令和元年度「唐津市子ども読書活動推進計画」（第3次）を策定しました。

子どもたちが小学生、中学生と学校段階が進むにつれて読書をしなくなる傾向は変わっていません。学校における一斉読書活動の普及は見られるものの、図書館における子どもの利用は年々減少しています。

そのような状況の中、平成28年7月から子どもコーナーの平日の開館時間を1時間延長しました。仕事帰りに利用できること保護者や保育・教育関係の方々に好評です。

平成30年9月からは「ブックスタート事業」に続く「絵本とこんにちは事業」を開始し、多くの親子にたいへん喜ばれています。

また、同年11月には「えほんのマルシェ in 肥前」を開催し、地域でのイベントに職員が出向きました。読書に親しめる環境整備のなお一層の充実を進めています。



・えほんのマルシェ in 肥前

4 計画の期間

令和7年度からおおむね5年間とします。なお、社会情勢や唐津市教育の基本方針などを考慮しながら、必要に応じて見直しを行います。

5 家庭における読書活動の推進

家庭においては、子どもが多くの本と出会い、読書の楽しみを体験し、家族をはじめ親しい人々とその喜びを分かち合うことのできる機会をもつことが大切です。

家庭での読書活動の習慣化を推進します。

	重点施策	具体的取組	
1	ブックスタート事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センターで実施される乳幼児相談時に心ふれあう子育ての応援としてブックスタートパックを手渡す ・近代図書館での0歳児向けのおはなし会（ぴよぴよおはなし会）の実施 ・赤ちゃん絵本の充実 	図書館
2	絵本とこんにちは事業	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育所などに協力を依頼し、施設を通じて絵本を配付 ・未就園児に対しては、図書館から案内を送り絵本を配付 	



・セカンドブック贈呈式



・ブックスタートの本

6 図書館における読書活動の推進

子どもが読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知ることができるなど、本との出会いの場である図書館は、子どもの読書活動に関する情報の収集・提供や読み聞かせなどのサービスの提供が求められています。また、子どもが求める本、資料、情報が容易に入手できるように、サービスの充実が必要とされています。

	重点施策	具体的取組	
1	児童書の選定・ 収集	<ul style="list-style-type: none"> ・質の高い本の選定・収集 ・乳幼児から中学生までの各年齢層に対応した本の選定・収集 ・YA※⁶（中高生）図書の充実 ・関心の多様化に応じた本を幅広く選定・収集 	図書館
2	テーマ展示	<ul style="list-style-type: none"> ・季節やテーマ、作家などの特集を企画し展示、貸出 	
3	おはなし会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体と協働で絵本の読み聞かせ ・0歳児向けのおはなし会（ぴよぴよおはなし会） 	
4	出張おはなし会	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校、保育所などからの依頼で司書が指定の場所に出向き、おはなし会やブックトーク※⁷を行う。 	
5	学校訪問	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校などからの依頼で司書が学校に出向き、授業に沿った内容で図書館の使い方の説明や、おはなし、アニメーションを行う。 	
6	図書館見学の受入	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育所、小学校などからの「図書館見学」を受け入れて図書館を身近に感じてもらおう。 	
7	職場体験の受入	<ul style="list-style-type: none"> ・職場体験やインターンシップ（就業体験）を受け入れて図書館への理解を深めてもらう。 	

※6 YA（ワイ・エー、Young Adult）
ヤングアダルトの略。小学校高学年から高校生までを対象としている。

※7 ブックトーク
あるテーマに沿って何冊かの本を順に紹介し、読書への興味を持たせる方法、技術。

8	団体貸出 ^{※7}	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・保育所などの団体への貸出 ・団体貸出の利用の拡大 ・Kinto もあブック（※8）の整備 	図書館
9	講演会・講習会	<ul style="list-style-type: none"> ・読書推進に関する講演会の開催 ・図書館や幼稚園、保育所、学校などで活動するボランティアの養成講座を開催し、人材を育成 	
10	イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの日、夏のおはなし会、クリスマス会などに絵本の読み聞かせや人形劇などのイベントをとおして読書への啓発活動を行う 	
11	「子ども読書の日」 ^{※9} （こどもの読書週間）「読書週間」の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館における「こどもの読書週間」「読書週間」の関連事業の実施 ・ポスター、ちらしなどの活用 ・関連コーナーの設置 ・行政放送、ホームページでの広報活動 	
12	子ども読書に関する情報の収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館ホームページの充実 ・広域ネットワークによる連携 ・子ども読書活動推進ホームページの活用 	
13	多様な子どもたちの読書機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館見学の受入 ・アクセシブルな電子書籍・書籍（さわる絵本等）の整備・提供 新 ・多言語・やさしい日本語による利用案内 新 ・子どもの障がいに対応したサービスの向上 	
14	子どもの視点に立った読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの要望を取り入れた資料・環境整備 新 ・イベント等への企画段階からの子どもの参画 新 	

※8 Kinto（キント）もあブック

調べ学習や朝読書の充実のための学習支援用の図書セット。朝読書用読み本セットと教科書掲載の関連本を中心としたセットがある。

7 公民館における読書活動の推進

公民館は、生涯学習の拠点であり、子どもの健やかな成長を目的とした誰もが利用できる施設です。これらの地域の施設では、子どもが本と出会い楽しむことができるような環境整備に努め、読書活動の普及・啓発に努めていくことが求められます。

	重点施策	具体的取組	
1	読み聞かせ	・放課後子ども教室推進事業などによる読み聞かせの実施	公民館
2	団体貸出	・図書館からの団体貸出の活用	
3	ボランティア	・ボランティアによる読み聞かせの実施	
4	広報	・「公民館だより」の活用	



・呼子公民館におけるおはなし会

8 学校における読書活動の推進

毎年行われている学校図書館読書調査における不読者数は、増加の傾向にあります。そのため、唐津市の学校では、多くの小学校・中学校において全校一斉の読書活動（朝読書）などが実施されています。読書の重要性について職員が共通理解をもち計画的に取り組むべき課題であると認識することが必要です。

	重点施策	具体的取組	
1	学校図書館の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書資料の充実 ・ 明るく落ち着いた学校図書館の環境整備 ・ 図書館、各学校図書館との連携 ・ 蔵書管理の電算化 	学校
2	読書指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一斉読書活動や読み聞かせなど読書活動の充実 ・ 読書指導の計画的な取組 ・ N I E^{※9} (Newspaper In Education) の活用 ・ 図書資料を活用した授業の推進 ・ 読書感想文の取組を啓発 	
3	読書活動ボランティアとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校、図書館、読書活動ボランティアとのネットワークの構築 ・ 読み聞かせなど地域人材活用の推進 ・ 読書活動に関する啓発活動の支援 	
4	施設見学	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館を知るための図書館見学の実施 	
5	職場体験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館への職業体験の実施 	

※9 N I E (エヌ・アイ・イー、Newspaper In Education)
学校などで新聞を教材にして勉強する学習。



・ きんだいとしょかん探検ツアー

9 幼稚園・保育所などにおける活動の推進

読書の楽しさと出会うためには、早い時期から本と触れ合う習慣づくりが大切です。幼稚園や保育所でも読書に関する活動が行われており、ほとんどの幼稚園・保育所では毎日読み聞かせが行われています。

	重点施策	具体的取組	
1	本に親しむ 環境づくり	・絵本コーナーの充実 ・読み聞かせの推進	幼稚園 保育所 など
2	保護者への 普及・啓発	・「園便り」などによる絵本の紹介	

11 子ども読書活動推進のための啓発・広報の推進

子どもの読書活動が生活の中に定着していくためには、家庭、地域、学校が一体となった取組が重要です。そのためには、家庭、学校や幼稚園の教職員、保育士、ボランティアの協力が不可欠です。子どもたちが本への関心を持ち、読書に親しむようになるためには、子どもの読書活動に携わるこれらの人たちが児童書に関する専門知識と読み聞かせなどの技能を身に付け、読書活動の理解を深めることが必要です。

	重点施策	具体的取組
1	図書館、学校、 幼稚園、公民館図書室 などとの連携・協力	・読書に関する講演会・講習会 ・図書館と学校、公民館、読書グループなどとの 情報交流の促進 ・団体文庫の利用促進の広報 ・図書館と学校などとの連携事業
2	子どもの読書活動を 支える人材の育成	・子どもの読書活動に携わる人たちのための研修 ・図書館職員や学校図書館職員、教職員、保育士 などの能力向上のための研修
3	県立図書館との 連携・協力	・読み聞かせ講座の活用 ・読み聞かせノート・読書ノートの活用 ・読書支援図書や調べ学習用図書のセット貸出の 活用

○資料編 用語解説

※ N I E (エヌ・アイ・イー、Newspaper In Education)

学校などで新聞を教材にして勉強する学習。

※ 近代図書館ネットワークシステム

① 近代図書館、相知図書館、市民センター公民館図書室の蔵書データを総合管理するシステム。ネットワークで繋がれた施設の蔵書を一括検索することができる。

例えば、近代図書館の本を浜玉市民センター公民館図書室に取り寄せ、同図書室で、貸出、返却するなどの相互利用が可能。

② 近代図書館、相知図書館、市民センター公民館図書室を繋ぐ物流網
(週2回巡回)

※ Kinto (キント) もあブック

調べ学習や朝読書の充実のための学習支援用の図書セット。

朝読書用読み本セットと教科書掲載の関連本を中心としたセットがある。

※ 公衆無線LAN (Wi-Fi)

無線通信を利用してデータのやり取りができるLAN (Local Area Network (ローカル・エリア・ネットワーク)) システムを指す。

利用者が事前に又はその場で利用手続きを行うことで、無料でインターネットに接続することができる。

※ ブックトーク

あるテーマに沿って何冊かの本を順に紹介し、読書への興味を持たせる方法、技術。

※ レファレンス

図書館の資料や機能 (オンライン検索等を含む) を使って、図書館員が利用者の調べものや相談に回答するサービス。

※ YA (ワイ・エー、Young Adult)

ヤングアダルトの略。小学校高学年から高校生までを対象としている。

参考：読書活動に関するアンケート結果

調査の方法

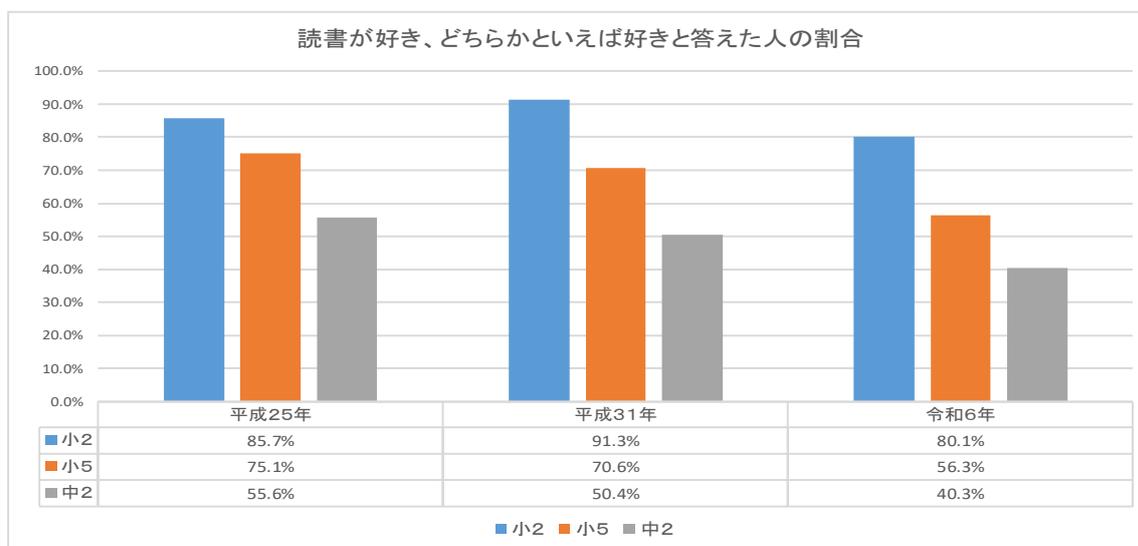
小学校、中学校は、唐津市を8地区に分け、小学校2年生・5年生、中学2年生、各1クラスに協力をお願いし実施しました。幼稚園・保育所も、地区を勘案し、5才児の保護者をお願いし実施しました。

公民館は各市民センター公民館、旧市内公民館で実施しました。(令和6年10月22日～令和6年11月20日実施)

学校

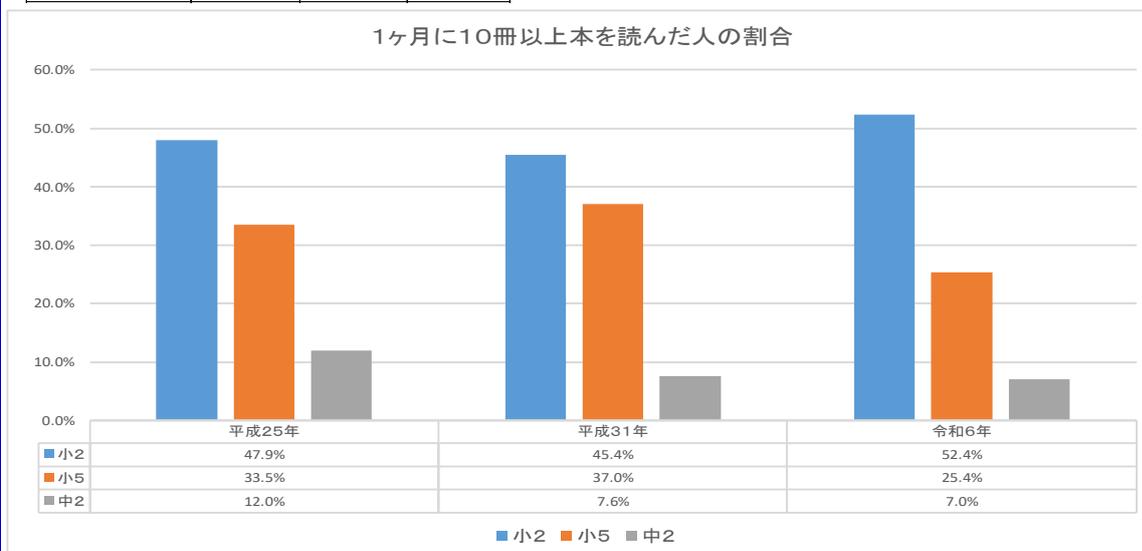
1 読書が好き、どちらかといえば好きと答えた人の割合

	小2	小5	中2
平成25年	85.7%	75.1%	55.6%
平成31年	91.3%	70.6%	50.4%
令和6年	80.1%	56.3%	40.3%



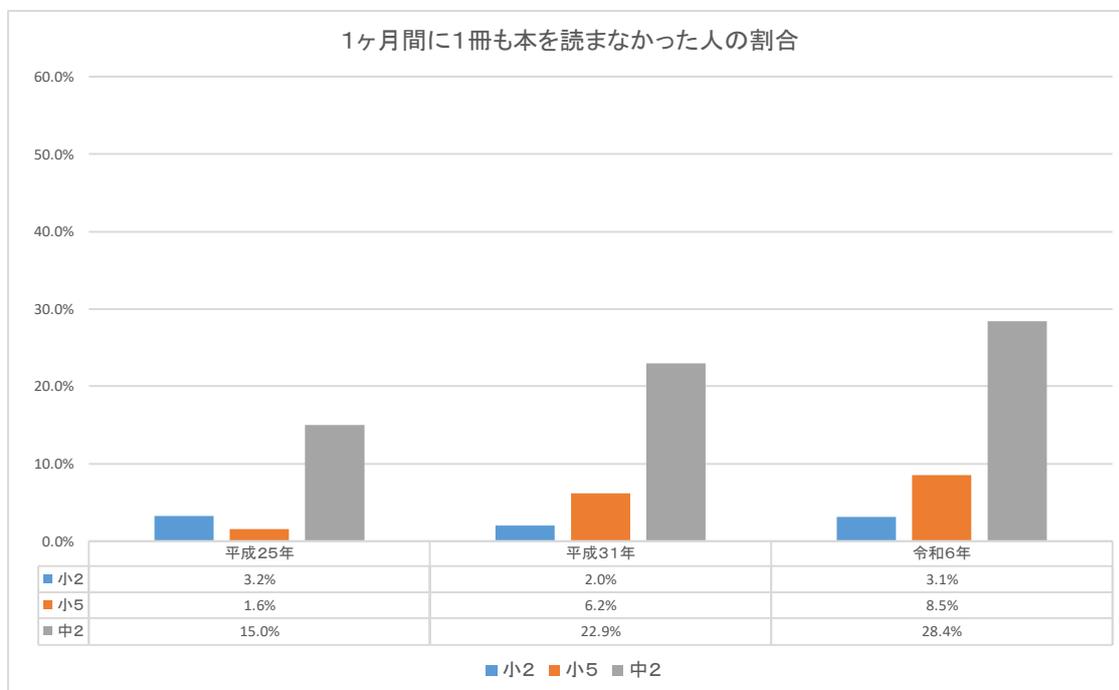
2 1ヶ月に10冊以上本を読んだ人の割合

	小2	小5	中2
平成25年	47.9%	33.5%	12.0%
平成31年	45.4%	37.0%	7.6%
令和6年	52.4%	25.4%	7.0%



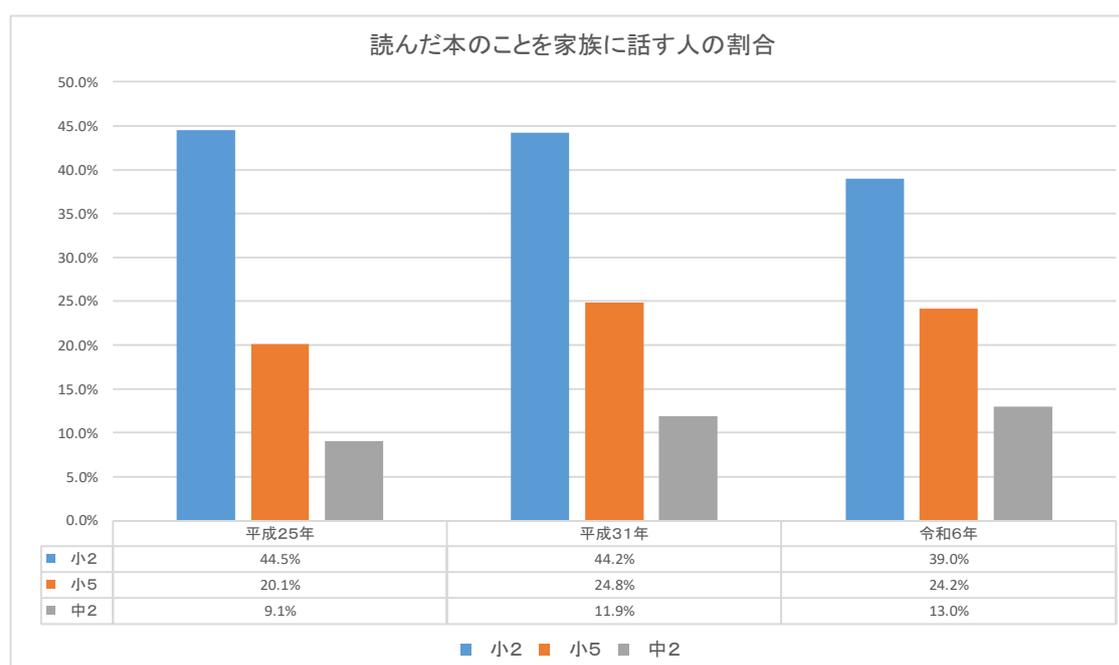
3 1ヶ月間に1冊も本を読まなかった人の割合

	小2	小5	中2
平成25年	3.2%	1.6%	15.0%
平成31年	2.0%	6.2%	22.9%
令和6年	3.1%	8.5%	28.4%



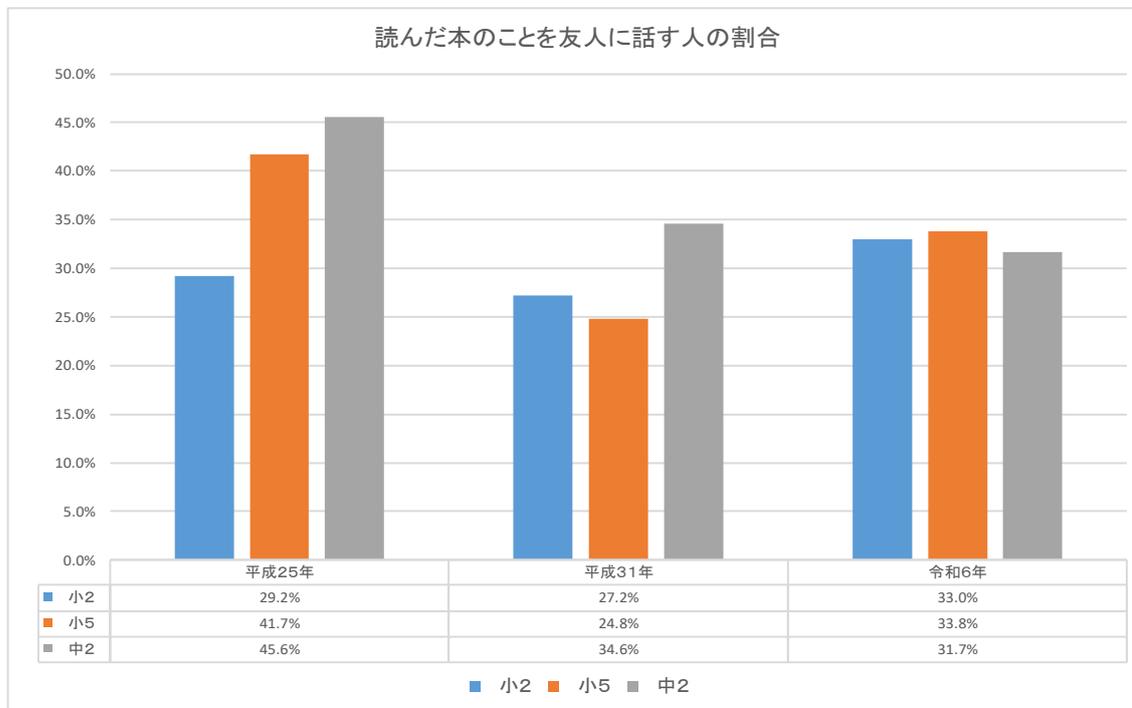
4 読んだ本のことを家族に話す人の割合

	小2	小5	中2
平成25年	44.5%	20.1%	9.1%
平成31年	44.2%	24.8%	11.9%
令和6年	39.0%	24.2%	13.0%



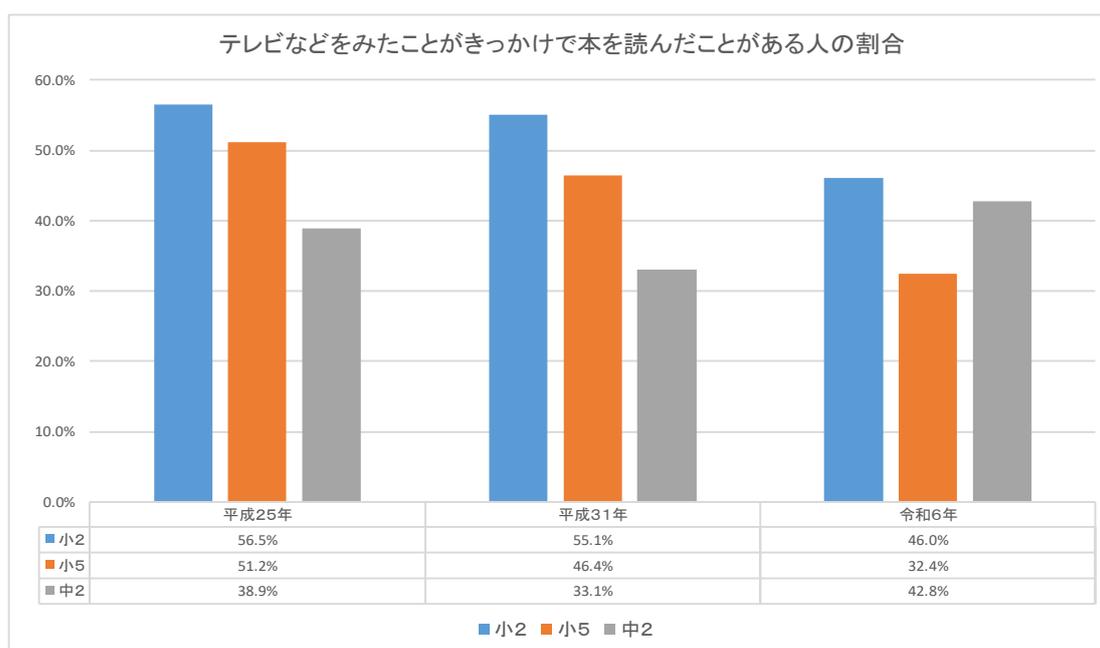
5 読んだ本のことを友人に話す人の割合

	小2	小5	中2
平成25年	29.2%	41.7%	45.6%
平成31年	27.2%	24.8%	34.6%
令和6年	33.0%	33.8%	31.7%



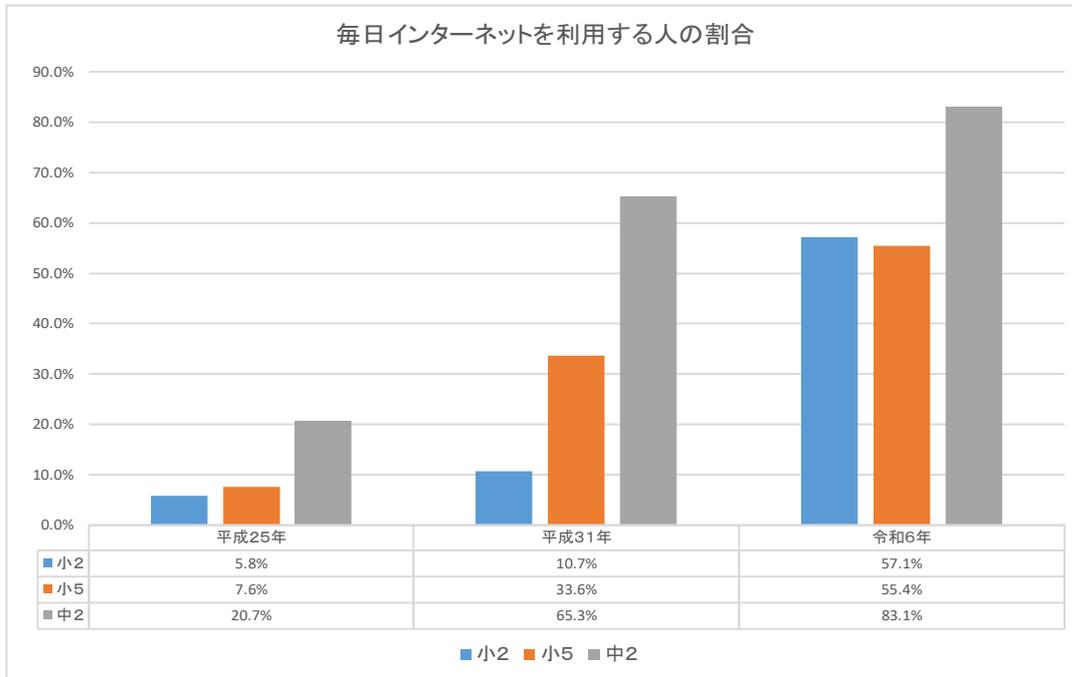
6 テレビなどをみたことがきっかけで本を読んだことがある人の割合

	小2	小5	中2
平成25年	56.5%	51.2%	38.9%
平成31年	55.1%	46.4%	33.1%
令和6年	46.0%	32.4%	42.8%



7 毎日インターネットを利用する人の割合

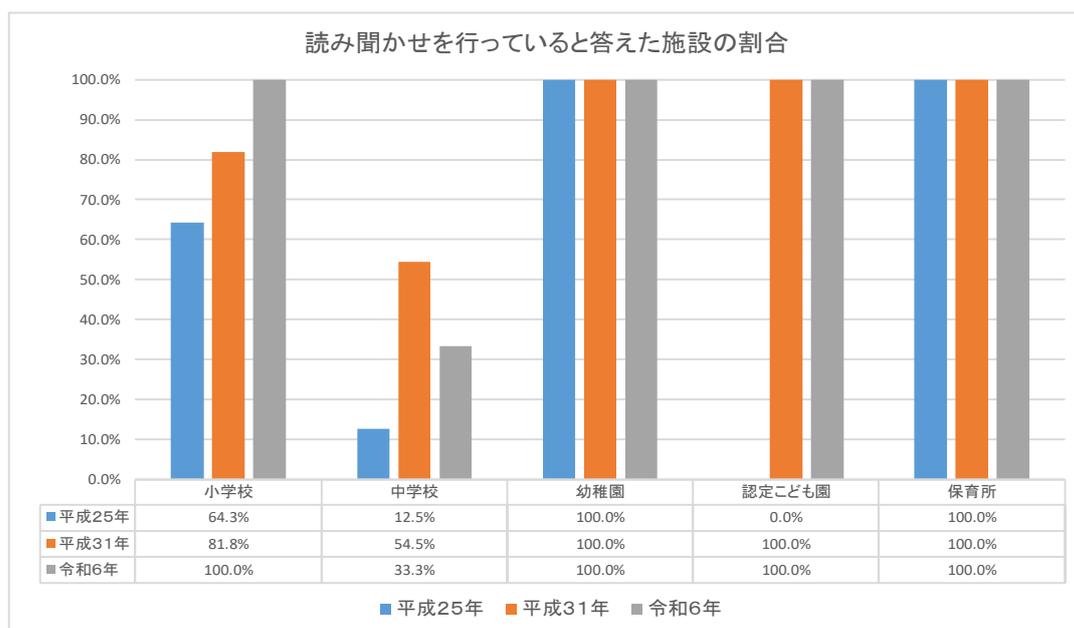
	小2	小5	中2
平成25年	5.8%	7.6%	20.7%
平成31年	10.7%	33.6%	65.3%
令和6年	57.1%	55.4%	83.1%



啓発・広報活動

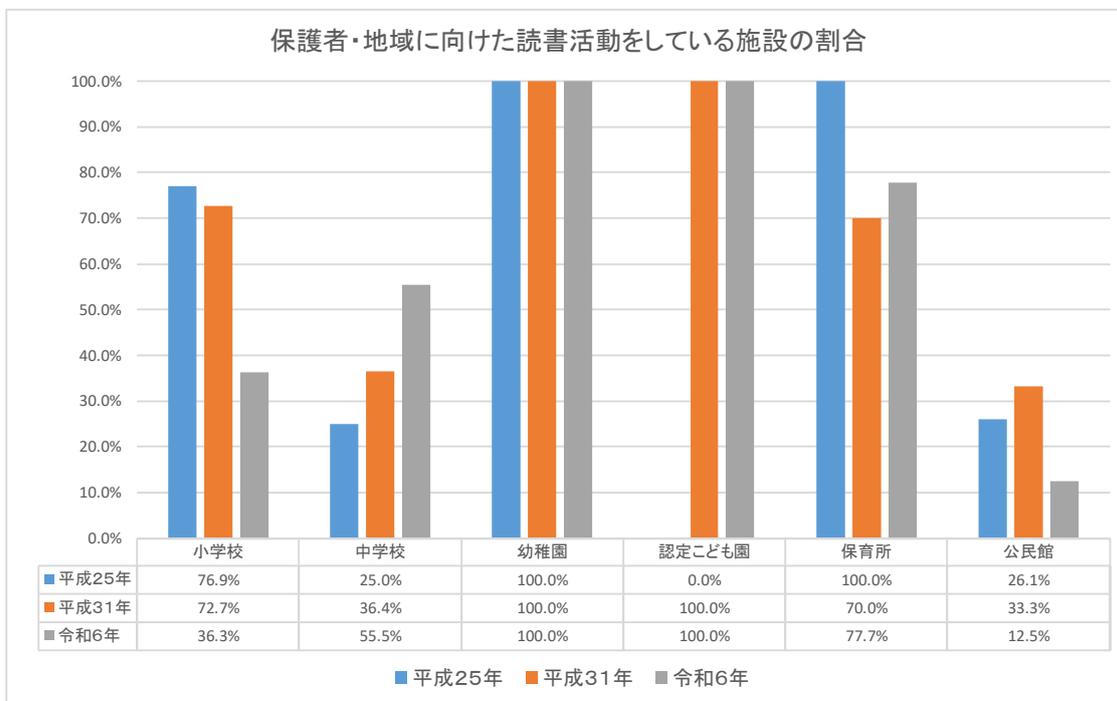
1 読み聞かせを行っていると答えた施設の割合

	小学校	中学校	幼稚園	認定こども園	保育所
平成25年	64.3%	12.5%	100.0%	-	100.0%
平成31年	81.8%	54.5%	100.0%	100.0%	100.0%
令和6年	100.0%	33.3%	100.0%	100.0%	100.0%



2 保護者・地域に向けた読書活動をしている施設の割合

	小学校	中学校	幼稚園	認定こども園	保育所	公民館
平成25年	76.9%	25.0%	100.0%	-	100.0%	26.1%
平成31年	72.7%	36.4%	100.0%	100.0%	70.0%	33.3%
令和6年	36.3%	55.5%	100.0%	100.0%	77.7%	12.5%



子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年 法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



唐津市図書サービス計画（第2次）

唐津市子ども読書活動推進計画（第4次）

発行年月 令和7年 月
発行 唐津市近代図書館
住所 〒847-0816 佐賀県唐津市新興町23番地
電話番号 0955-72-3467
ファクス番号 0955-72-3523
メール kindai-toshokan@city.karatsu.lg.jp
URL <https://www.city.karatsu.lg.jp/site/library/>